

## < R 5 >

### 「清流の国ぎふ」観光振興事業費補助金交付要綱等の主な改正点

#### 1 共通

名称を「「清流の国ぎふ」観光振興事業費補助金」に変更

#### 2 「清流の国ぎふ」観光振興事業費補助金交付要綱

##### (1) 補助対象事業の変更、追加

- ・「広域連携事業」を「観光回廊づくり事業」に変更
- ・「計画策定事業」を削除
- ・「観光資源魅力向上推進事業」を削除
- ・「観光地域づくり促進事業」を削除
- ・「「岐阜の宝もの」ブラッシュアップ支援事業」を削除
- ・「「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」応援事業」を追加

##### (2) 補助対象事業者の変更、追加

- ・観光回廊づくり事業、有識者活用事業及び東美濃歴史街道観光推進事業について、観光事業者（単独）を追加
- ・地域まちづくり法人等の対象事業の拡大（観光回廊づくり事業、有識者活用事業）

##### (3) 補助対象経費の変更

- ・消費税及び地方消費税を補助対象外経費に明記
- ・施設整備費用を原則対象外化（観光回廊づくり事業）
- ・間接補助事業の経費が対象外であることを明記（別表1）

##### (4) 補助対象事業等の変更、追加に伴う条文及び様式の改正

- ・別表1（第2条関係）の上記事業、事業者及び経費の変更・追加、それに伴う補足事項の変更、追加
- ・別表2（第4条及び第6条関係）の上記事業変更・追加
- ・別記第2号様式の上記事業変更・追加
- ・事業計画書を詳細に記載するよう変更（別記第2号様式の変更）
- ・事業費積算、事業スケジュールを詳細に記載するよう変更（別記第3号様式から第5号様式までの追加）
- ・地域全体に利益が及ぶ事業を募集できるよう、観光事業者（単独）が申請者となる場合、市町村や他事業者との連携を要件に追加（別記第6号様式及び第7号様式の追加）

##### (5) その他所要の改正

#### 3 「清流の国ぎふ」観光振興事業費補助金交付要綱実施細目

##### (1) 項目の追加

- ・「3 補助対象事業の解釈」

要綱第1条に規定する「新たな取り組み」の解釈については、次のとおりとする。

- (1) 事業が複数年度に渡って行われる場合は、3年を限度として、事業完了までの各年度における取組を「新たな取組み」とみなす。
- (2) 過去に補助事業として実施された事業と同一の内容で別の者が実施する場合は、「新たな取組み」とみなさない。